

東京都立学校の授業料等徴収条例（抜粋）

〔 昭和 22 年 12 月 13 日
条 例 第 9 1 号 〕

第 2 条 授業料等の額は、次のとおりとする。

一 授業料

イ 高等学校

(1) 全日制の課程

(イ) 単位制による課程以外の課程 年額 118,800 円

(ロ) 単位制による課程

a 高等学校の定時制又は通信制の課程の生徒であつて単位を修得するために当該単位に係る科目の履修を許可されたもの（以下「併修生」という。）以外の生徒

年額 118,800 円

b 併修生 1 単位につき 3,960 円

(2) 定時制の課程

(イ) 単位制による課程以外の課程 年額 32,400 円

(ロ) 単位制による課程 1 単位につき 1,740 円

ロ 中等教育学校の後期課程 年額 118,800 円

二 入学料

イ 高等学校

(1) 全日制の課程及び専攻科 5,650 円

(2) 定時制の課程 2,100 円

(3) 通信制の課程 500 円

ロ 中等教育学校の後期課程 5,650 円

四 通信教育受講料

高等学校 1 単位につき 336 円

第 3 条 授業料、通信教育受講料及び聴講料は、前納しなければならない。

2 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。ただし、中等教育学校の後期課程の入学料は、前期課程を修了し後期課程に進級する際に納付しなければならない。

3 入学考査料及び聴講生考査料は、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

第 4 条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、東京都教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

平成 26 年 4 月 1 日に不徴収制度から**就学支援金制度**へと授業料の制度が変わりました。就学支援金制度とは、区市町村民税の「課税標準額」×6%－区市町村民税の「調整控除の額」が 30 万 4 200 円未満の世帯で申請のあった生徒本人に代わり、学校が就学支援金を受け取り、生徒の授業料として充当する制度です。

ただし、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限（全日制 36 か月、定時制 48 か月）を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収します。詳細については、入学する予定の学校にお問い合わせください。

○ 東京都の条例改正により、授業料等の金額を改定することがあります。

○ 東京都教育委員会が必要と認めた場合は、入学料、授業料及び通信教育受講料が減免になります。